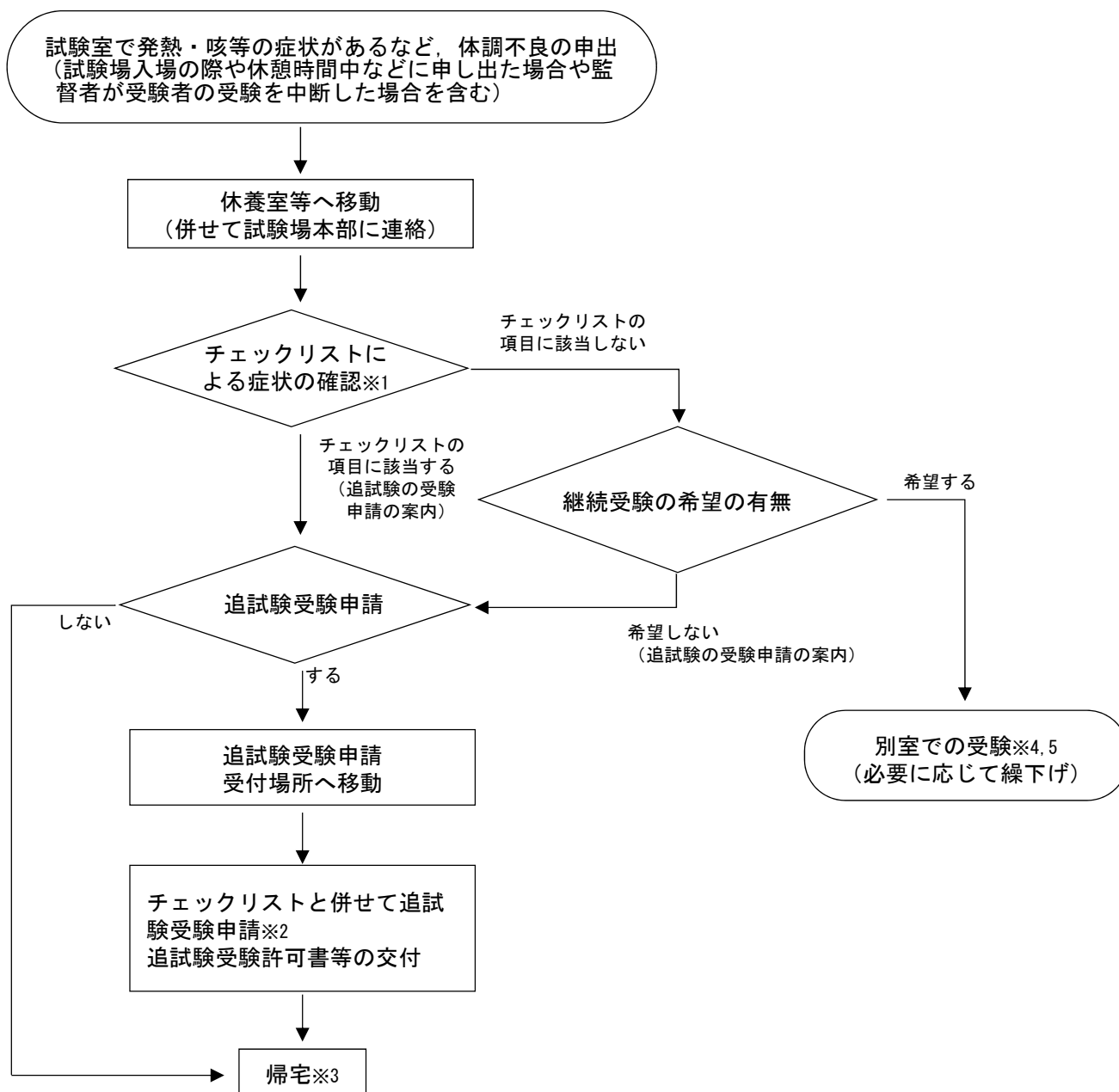


発熱・咳等の症状があるなど、体調不良を申し出た
受験者の休養室等での対応



※1 休養室等では、医師等により、当該受験者の症状をチェックリストにより確認、必要に応じて応急処置等の実施

※2 当日の受験状況等により追試験受験申請の対象となる教科・科目が異なることから、試験場本部要員がどの教科・科目以降が追試験受験申請の対象となるか確認

※3 解答開始後に申し出があった場合や、監督者において受験者の症状が他の受験者に影響があると判断し、当該受験者の受験を中断させた場合は、当該試験時間が終了するまで休養室等で一時休養させるなどした上、当該試験時間終了後に帰宅させること

※4 当該別室は体調不良者のために設置する予備の試験室（受験者間には概ね2メートル以上の間隔での座席配置）

※5 当初の試験室で受験できる状況の場合には、当初の試験室に戻して受験させても差し支えない